

国営木曾三川公園「桑名七里の渡し公園（住吉地区）」

便益施設等整備事業 基本協定書

※本基本協定書は、現時点において想定される国及び認定計画提出者の基本的な役割分担等を記載したものであり、認定計画提出者が提出した公募設置等計画の内容及び認定計画提出者との協議により、締結当事者及び各条項の記載内容等を修正する予定です。なお、本基本協定書は応募者が単独企業の場合を想定したものであり、応募者が複数企業から構成されるときは、適宜修正するものとします。

## 目次

第1章 総則	1
第1条 (目的)	1
第2条 (定義)	1
第3条 (事業遂行の指針)	1
第4条 (本事業の概要)	1
第5条 (乙の役割分担等)	1
第6条 (事業日程)	2
第7条 (乙による資金調達)	2
第8条 (公募設置等計画等の変更)	2
第9条 (許認可及び届出等)	2
第10条 (公募対象公園施設の設置及び特定公園施設の建設に伴う各種調査)	2
第11条 (整備工事に伴う周辺の安全及び環境対策)	2
第12条 (関係事業者との連携)	3
第2章 本施設の建設	3
第13条 (設計)	3
第14条 (甲による設計の変更)	4
第15条 (施工計画書等)	4
第16条 (工事責任者の設置)	4
第17条 (整備工事)	4
第18条 (公募対象公園施設にかかる許可)	4
第19条 (特定公園施設にかかる許可)	5
第20条 (第三者の使用)	5
第21条 (事業対象区域にかかる条件変更)	5
第22条 (保険)	5
第23条 (甲による説明要求及び立会)	5
第24条 (甲による中間確認)	6
第25条 (乙による完成検査)	6
第26条 (甲による完了検査)	6
第27条 (甲による完了検査確認通知書の交付)	6
第28条 (供用開始予定日及び引渡予定日の変更)	7
第29条 (整備工事の一時中止)	7
第30条 (整備工事の一時中止による費用等の負担)	7
第31条 (整備工事中に乙が第三者に与えた損害)	7
第32条 (整備工事開始及び完了時の甲に対する届出)	7
第33条 (許可の取り消し等)	7
第3章 特定公園施設の引渡し	8

第34条 (所有権移転及び引渡しに伴う諸条件)	8
第35条 (瑕疵担保)	8
第4章 公募対象公園施設の管理運営	9
第36条 (管理運営)	9
第37条 (甲による事業評価)	9
第38条 (許可の取り消し等)	9
第39条 (変更許可申請)	10
第40条 (廃止許可申請)	10
第41条 (許可の更新)	10
第42条 (改善命令)	10
第43条 (第三者の使用)	10
第44条 (災害時の対応)	11
第45条 (原状回復)	11
第46条 (譲渡の取扱い)	11
第47条 (自己責任)	11
第5章 特定公園施設の管理	11
第48条 (許可)	11
第49条 (管理)	12
第50条 (甲による事業評価)	12
第51条 (許可の更新)	12
第6章 不可抗力及び法令等の変更	12
第52条 (不可抗力による損害等)	12
第53条 (不可抗力による協定解除)	13
第54条 (法令等の変更による損害等)	13
第55条 (法令等の変更による協定解除)	13
第7章 契約保証	13
第56条 (契約保証)	13
第8章 協定期間及び協定の解除	13
第57条 (協定期間)	13
第58条 (公募設置等計画等の認定の有効期間)	14
第59条 (甲の解除権)	14
第60条 (乙による協定解除)	15
第61条 (解除に伴う措置)	15
第62条 (解除に伴う措置)	16
第63条 (解除に伴う賠償等)	16
第64条 (公募設置等計画等の認定取り消し)	17
第9章 雑則	17
第65条 (協議)	17
第66条 (著作権の使用)	17

第67条	(特許権等の使用)	17
第68条	(協定上の地位の譲渡)	18
第69条	(秘密保持)	18
第70条	(計算単位等)	18
第71条	(相殺)	18
第72条	(通知先等)	18
第73条	(準拠法)	18
第74条	(管轄裁判所)	18
第75条	(定めのない事項)	19
別紙1	定義集	20
別紙2	事業対象区域	21
別紙3	事業日程	22
別紙4	設計図書等	23
別紙5	乙が付す保険等	24
別紙6	完成図書等	26
別紙7	設置管理許可申請書	27

国土交通省中部地方整備局（以下「甲」という。）と認定計画提出者である「●●●●」（以下「乙」という。）は、国営木曾三川公園「桑名七里の渡し公園(住吉地区)」便益施設等整備事業（以下「本事業」という。）に関して、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## 第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、国営木曾三川公園「桑名七里の渡し公園(住吉地区)」便益施設等整備事業の実施に際して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定における用語の定義は、別紙1に定めるとおりとする。

（事業遂行の指針）

第3条 乙は、本事業を、法令等を遵守しつつ、本協定、公募設置等指針等及び公募設置等計画等に従って遂行するものとする。

（本事業の概要）

第4条 本事業は、公募設置等指針等に従い実施する公募対象公園施設の設置及び管理運営、特定公園施設の建設、譲渡及び管理並びにこれらに付随し関連する一切の行為により構成される。

（乙の役割分担等）

第5条 本事業の実施に際し、乙は、次のとおり分担して実施するものとする。

業務名	担当企業
公募対象公園施設の設置	
公募対象公園施設の管理運営	
特定公園施設の建設	
特定公園施設の管理	

※提案に応じ適宜修正します。

- 乙は、公募対象公園施設における設置及び管理並びに特定公園施設の建設及び管理に関する一切の責任を負うものとする。また、乙が公募対象公園施設を設置及び管理し、特定公園施設を建設し管理する過程で第三者との間で、紛争を生じ、又は損害を及ぼしたときは、乙はその紛争、損害の一切について、自己の責任と費用で解決するものとし、甲に対して、補償等の名目の如何を問わず、金銭その他いかなる要求もしないものとする。
- 乙は、甲の事前の承諾なく、公募対象公園施設の全部又は一部を第三者へ譲渡し若しくは第三者のために担保権を設定することはできない。乙が、甲の事前の承諾を得て公募対象公園施設の全部又は一部を第三者へ譲渡する場合、原則として当該施設に関する本協定における乙の権利義務の一切を承継するものとする。
- 第1項に規定の無い業務については、乙がその都度業務を行う者を定め、甲に報告するもの

とする。

- 5 本協定に基づく債務の履行については、第1項及び第4項の規定にかかわらず、乙が、甲に対して最終責任を負うものとする。

(事業日程)

第6条 本事業は、原則として別紙3の事業日程に従って実施するものとする。

(乙による資金調達)

第7条 本事業に関連する資金の調達は、全て乙の責任において行うものとする。

(公募設置等計画等の変更)

第8条 乙は、本事業の実施に当たり、公募設置等計画等の変更が必要であると認められる場合には、事前に甲の認定を受けなければならない。ただし、乙は大幅な変更を行うことは出来ない。

- 2 甲及び乙は、前項に基づき公募設置等計画等が変更された場合には、必要に応じて本協定を変更するものとする。

(許認可及び届出等)

第9条 公募対象公園施設の設置及び管理運営、特定公園施設の建設、譲渡及び管理並びに本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得、申請及び届出等については、乙が自己の責任及び費用において行うものとする。ただし、甲が自ら行う必要がある許認可の取得、申請及び届出についてはこの限りではない。

- 2 乙は、前項の許認可の取得、申請及び届出等には、甲に書面による事前説明及び事後報告を行うものとする。
- 3 甲は、乙から要請がある場合、乙による許認可の取得、申請及び届出等に必要な資料の提出その他甲が乙にとって必要と判断する事項について協力するものとする。
- 4 乙は、甲から要請がある場合、甲による許認可の取得、申請及び届出等に必要な資料の提出その他甲が必要とする事項について協力するものとする。

(公募対象公園施設の設置及び特定公園施設の建設に伴う各種調査)

第10条 乙は、公募対象公園施設の設置及び特定公園施設の建設に必要な測量、地質調査その他の調査を自らの責任と費用負担において行うものとする。また、乙はかかる調査等を行う場合、甲に事前に連絡するものとし、かつ、当該調査等を終了したときは甲に当該調査等に係る報告をし、その確認を受けなければならない。

(整備工事に伴う周辺の安全及び環境対策)

- 第11条 乙は、自らの責任と費用負担において、騒音、振動、土壌汚染、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、電波障害その他の公募対象公園施設及び特定公園施設に係る整備工事が周辺の安全及び環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の周辺の安全及び環境対策（以下本条において「周辺の安全及び環境対策」という。）を実施するものとする。この場合において、甲及び乙は、周辺の安全及び環境対策の実施の方法等について事前に協議するものとし、乙は、甲に対して、事後にその内容及び結果を報告するものとする。
- 2 乙は、前項の周辺の安全及び環境対策の不調を理由として公募設置等計画等の変更をすることはできない。ただし、第8条第1項に基づき、事前に甲の認定を受けた場合は、この限りでない。
- 3 周辺の安全及び環境対策の結果、公募対象公園施設の供用開始予定日又は特定公園施設の引渡予定日の遅延が見込まれる場合において、乙が請求した場合には、甲乙協議のうえ、甲は、別紙3記載の事業日程を変更する必要があると認められるときは、公募対象公園施設の供用開始予定日又は特定公園施設の引渡予定日を変更するものとする。
- 4 周辺の安全及び環境対策の結果、乙に生じた増加費用及び損害（整備工事期間が変更されたことに伴い増加する費用を含む。）については、乙が負担するものとする。

（関係事業者との連携）

- 第12条 乙は、本事業の円滑な推進を目的として、合理的に要求される範囲で、国営木曾三川公園桑名七里の渡し公園内及び周辺施設の関係事業者との調整を実施するものとする。

## 第2章 本施設の建設

（設計）

- 第13条 乙は、公募設置等指針等及び公募設置等計画等に従い、自らの責任と費用負担において本施設の設計を行い、別紙4に定める設計図書等を甲に提出するものとする。甲は、提出された設計図書等を確認し、修正すべき点がある場合には、乙に対して修正を指示することができる。
- 2 乙は、前項の修正の指示があった場合は、当該修正指示に基づいて設計図書等を修正し、甲に提出するものとする。この場合において、甲は、再度の修正が必要と認められるときは、乙に対して修正を指示することができるものとする。
- 3 乙は、本施設の設計を行うに当たり、公募設置等計画等の内容に変更が必要となった場合は、第8条第1項に基づく甲の認定を得た上で公募設置等計画等を変更し、変更後の内容に基づき設計を行うことができる。なお、当該変更により乙に増加費用が発生した場合、当該費用は乙の負担とする。
- 4 甲は、本施設の設計の状況について、随時乙からの報告を求めることができる。
- 5 甲は、乙から提出された設計図書等が適当であると認められるときは、確認書を発行するものとする。
- 6 乙は、第1項又は第2項の設計図書等を提出したこと、第4項の求めに応じて報告を行ったこと及び前項の確認書を受領したことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は当該提出及び報告を受けたこと、並びに確認書の発行を理由として、何ら責任を負担しない。

(甲による設計の変更)

第14条 甲は、甲が必要と認める場合は、前条第5項の確認書を発行した後であっても、公募設置等計画等の範囲内に限り、乙に対して設計図書等の変更を求めることができる。

2 乙は、前項の規定により設計図書等を変更する場合において、乙に増加費用が生じたときは、費用負担について甲と協議するものとする。ただし、当該変更が乙の作成した設計図書等の不備、瑕疵による場合又は乙の調査の誤り若しくは不足による場合は、乙が当該費用を負担するものとする。

(施工計画書等)

第15条 乙は、本施設の整備工事着手前に施工計画書（整備工事期間、工事全体工程表及び各工程における施工方法についての計画を含む。）及び週間工程表を作成し、甲に提出するものとする。

2 甲及び乙は、前項に規定する施工計画書及び週間工程表について、必要があると認められる場合には、内容の変更に関する協議を行うことができる。

(工事責任者の設置)

第16条 乙は、公募対象公園施設の整備工事着手前に工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、全ての工事現場の運営・監理を行い、甲に、工事現場にかかる必要な報告を行うほか、工事現場にかかる甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

(整備工事)

第17条 乙は、設計図書等並びに第15条に規定する施工計画書及び週間工程表に従って、本施設の整備工事を行うものとする。

2 乙は、本施設の整備工事着手後、設計図書等について、必要があると認められる場合には、甲と協議の上、変更することができる。協議の結果、本事業の実施の費用が増加するときは、当該増加費用は乙の負担とする。

(公募対象公園施設にかかる許可)

第18条 乙は、公募対象公園施設の整備工事着手までに、公募対象公園施設に係る設置管理許可申請書（別紙7）を提出して甲の許可を得るものとする。

2 設置管理許可申請書には、第13条に規定する設計図書等及び第15条に規定する施工計画書等を添付しなければならない。甲は、当該資料等を審査し、本協定の趣旨に合致していれば、許可条件を付し許可を与えるものとする。

3 前項の許可の期間は、許可の日から10年以内とする。

4 乙は、公募設置等計画等に基づき提案した、本条の許可に係る土地の使用料（以下「使用料」という。）を甲に支払う。

5 乙が甲に支払う公募対象公園施設に係る設置管理許可使用料の額は、1,100円/㎡・年とする。なお、設置管理許可使用料算出の対象となる面積は、事業対象区域（別紙2）において示した公募対象公園施設的面積とする。ただし、設置管理許可内容の変更に伴い、その面積が変更された場合は変更後の面積とする。

6 乙は、年度ごとに甲が発行する納入通知書により納入期限内に設置管理許可使用料をそれぞれ



れ納付するものとする。ただし、当該許可日の属する年で、設置管理許可の期間が1年に満たない場合は、月割り計算により支払うこととし、円未満の端数が生じるときは切り捨てるものとする。

(特定公園施設にかかる許可)

第19条 乙は、特定公園施設の整備工事の着手前までに都市公園法第5条に基づく公園施設設置許可（以下「設置許可」という。）申請及び使用料減免申請を提出し、甲の許可を得るものとする。

- 2 前項に基づく設置許可の使用料は、免除とする。
- 3 第1項による設置許可の期間は、特定公園施設の整備工事に要する合理的な期間とする。

(第三者の使用)

第20条 乙は、本施設の整備工事に当たって第三者を使用する場合、事前に書面により甲に届け出なければならない。

- 2 前項に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、本施設の整備工事に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

(事業対象区域にかかる条件変更)

第21条 乙は、本施設の整備工事を実施するに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

- (1) 公募設置施設等指針等の誤謬があること。
  - (2) 事業対象区域の条件(形状、地質、湧水等の条件をいうものとし、埋蔵文化財、土壌汚染及びおよび地中障害物に係る条件を含む。次号において同じ。)について、公募設置施設等指針等に示された自然的又はまたは人為的な条件と実際の現場が一致しないこと。
  - (3) 公募設置施設等指針等で明示されていない事業対象区域の条件について、予期することができない特別の状態が生じたこと。
- 2 甲は、前項各号に掲げる事実が確認された場合において、乙の本施設の整備工事の費用が増加すると認められるときは、乙との間で必要な措置を行うため協議するものとする。

(保険)

第22条 乙は、整備工事期間中、別紙5に記載する保険を付保し、保険料を負担するものとする。

- 2 乙は、前項の保険証書の写し又はこれに代わるものを保険契約の締結後直ちに甲に提出しなければならない。

(甲による説明要求及び立会)

第23条 甲は、本施設の整備工事の状況その他甲が必要とする事項について、随時、乙に対して説明を求めることができる。

- 2 前項に規定する説明の結果、整備工事の状況が設計図書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。
- 3 甲は、整備工事期間中、事前の通知なしに本施設の整備工事に立会うことができる。

- 4 乙は、甲が第1項に規定する説明を受けたこと又は第3項に規定する立会を行ったことを理由として、本施設の整備工事の全部又は一部に瑕疵又は不備（乙の過失の有無を問わない。）があった場合における責任を、甲に求めることができない。

（甲による中間確認）

第24条 甲は、本施設が設計図書等に従い整備工事が行われていることを確認するために、整備工事期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。

- 2 中間確認の結果、整備工事の状況が設計図書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。
- 3 乙は、甲が本条に規定する中間確認を行ったことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該確認を行ったことを理由として、何ら責任を負担しない。

（乙による完成検査）

第25条 乙は、自己の責任及び費用において、本施設の完成検査を行うものとする。乙は、本施設の完成検査の日程を、事前に甲に対して通知しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に従い行う完成検査に立会うことができる。なお、甲は、甲が必要と認める場合、乙をして、必要最低限の破壊検査を行わせることができる。この場合において、破壊検査及び復旧に要する費用は乙の負担とする。
- 3 乙は、甲が前項に規定する完成検査への立会を行ったこと又は破壊検査を行ったことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該立会又は破壊検査を行ったことを理由として、何ら責任を負担しない。
- 4 乙は、完成検査に対する甲の立会の有無を問わず、甲に対して完成検査の結果を報告するものとする。

（甲による完了検査）

第26条 甲は、乙から前条第4項に規定する報告を受けた場合、●日以内に本施設の完了検査を実施するものとする。

- 2 完了検査の結果、本施設の状況が設計図書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができる。この場合、乙はこれに従わなければならないが、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。
- 3 甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。
- 4 前項の再度の完了検査は、第1項及び第2項の規定を準用して行うものとする。この場合において、第1項中「前条第4項に規定する報告」とあるのは「是正の完了の報告」と読み替えて適用するものとする。

（甲による完了検査確認通知書の交付）

第27条 甲が前条に規定する本施設の完了検査を実施し、前条第2項に基づく是正を求めない場合で、かつ、乙が別紙6に記載する完成図書等を甲に対して提出した場合、甲は、乙に対して完了検査確認通知書を交付するものとする。

- 2 乙は、甲が前項の完了検査確認通知書を交付したことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該通知書の交付を理由として、何ら責任を負担しない。

(供用開始予定日及び引渡予定日の変更)

第28条 乙は、不可抗力又は法令等の変更若しくは乙の責によらざる事由により公募対象公園施設の供用開始予定日若しくは特定公園施設の引渡予定日の遅延が避けられない場合は、当該予定日の変更を甲に請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な供用開始予定日若しくは引渡予定日を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

(整備工事の一時中止)

第29条 甲は、必要があると認められる場合、その理由を乙に通知した上で、本施設の整備工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項に従い本施設の整備工事の全部又は一部を一時中止させた場合において、必要と認めるときには、整備工事期間を変更することができる。

(整備工事の一時中止による費用等の負担)

第30条 甲は、前条による整備工事の一時中止が、乙の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、整備工事の続行に備え、工事現場を維持するための費用、労働者や建設機械器具等を保持するための費用、又はその他の整備工事の一時中止やその続行に起因して合理的な増加費用が必要となり、若しくは乙が損害を被ったときは、乙との間で必要な措置を行うため協議するものとする。

2 前項に従い乙の増加費用及び損害について甲が必要な措置を行うために乙と協議する場合を除き、不可抗力又は法令等の変更により、整備工事期間を変更し、又はかかる整備工事の一時中止が必要となる場合、合理的な増加費用及び損害は、第6章に従いその負担を定める。

(整備工事中に乙が第三者に与えた損害)

第31条 乙が本施設の整備工事に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対してかかる損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は、損害内容等を記した書面を作成し、甲に報告しなければならない。

(整備工事開始及び完了時の甲に対する届出)

第32条 乙が、第18条第1項に基づく設置管理許可に係る公募対象公園施設の整備工事を開始及び完了したときは、その旨を速やかに甲に届け出るものとする。

2 乙が、第19条第1項に基づく設置許可に係る特定公園施設の整備工事を開始及び完了したときは、その旨を速やかに甲に届け出るものとする。

(許可の取り消し等)

第33条 甲は、国営木曾三川公園桑名七里の渡し公園に関する工事のためやむを得ない事由が生じた場合、その他都市公園法に定める事由が生じた場合においては、都市公園法に定めるところに従い、第19条第1項に基づく設置許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止等を行うことができるものとする

2 前項の場合において、乙に生じた損失に伴う補償については、都市公園法その他関係法令(次項で「都市公園関連法令」という。)の規定に従うものとする。

3 甲は、乙が都市公園関係法令又は許可条件に違反した場合には、第19条第1項に基づく設

置許可を取り消し、又はその効力を停止することがある。この場合においては、乙に損失が生じて、甲は、その補償をしないものとする。

### 第3章 特定公園施設の引渡し

(所有権移転及び引渡しに伴う諸条件)

第34条 乙は、第26条に規定する完了検査に合格した場合には、甲に対して特定公園施設を譲渡するものとする。なお、特定公園施設の譲渡により甲に移転する権利は区分所有権及び共用部分の持分とする。

- 2 前項の特定公園施設の譲渡にかかる価額は無償とし、甲と乙は特定公園施設の譲渡について別途「国営木曾三川公園桑名七里の渡し公園（住吉地区）特定公園施設無償譲渡契約」を締結する。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により、乙が特定公園施設の引渡予定日に引渡しを行うことができなかった場合、甲は、その遅延により乙に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害を負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由に起因して損害が生じたことにより乙が保険、保証、補償金等を受領した場合には、甲は乙にその内容等について開示を求めることができ、乙は当該保険、保証、補償金等の額を甲が負担すべき額から控除するものとする。
- 4 不可抗力若しくは法令等の変更により、乙が特定公園施設の引渡予定日に引渡しを行うことができなかった場合、その遅延により生じた合理的な範囲の増加費用及び損害については、第52条から第55条の規定に従うものとする。
- 5 乙の責めに帰すべき事由により、乙が特定公園施設の引渡予定日に特定公園施設の引渡しを行うことができなかった場合、乙は、当該引渡予定日の翌日から実際に特定公園施設が引渡された日までの期間（両日を含む。）の日数に応じ、公募設置等計画等に記載された特定公園施設の整備費相当額（公募設置等計画に記載されたもの。）につき、当該引渡しの遅延発生時における国の債権に関する遅延利息の率（昭和32年大蔵省告示第8号）を乗じて計算した額の遅延利息を国に支払わなければならない。この場合において、甲が負担した増加費用及び損害に相当する額が上記遅延損害金の金額を超過する場合は、かかる超過額につき、乙は遅延損害金に加えて甲に対して支払うものとする。
- 6 乙は、甲が特定公園施設にかかる権利を登記するために必要な書類を作成し、甲に交付しなければならない。

(瑕疵担保)

- 第35条 甲は、特定公園施設に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該瑕疵が甲の指示によって生じた場合で、かつ、乙が当該指示の不適當なことを重大な過失なくして知らなかったため甲に対しその旨指摘できなかった場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、前条の規定による特定公園施設の引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、乙が当該瑕疵を知っていた場合、又は、当該瑕疵が、乙の故意若しくは重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は前条の規定による特定公園施設の引渡しを受けた日から10年以内とする。

- 3 甲は、特定公園施設が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、前項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6か月以内に第1項の権利を行使するものとする。

## 第4章 公募対象公園施設の管理運営

(管理運営)

第36条 乙は、毎事業年度、前事業年度の2月末日まで（初回は公募対象公園施設の供用開始日の1ヵ月前まで）に、次の事項を記載した公募対象公園施設管理運営計画書を甲に提出しなければならない。

- 一 年間運営計画（収支計画含む）
- 二 緊急時の体制及び対応
- 三 その他、良好な管理に関すること
- 四 事業内容の報告（設置管理許可の更新申請時のみ）
  - ① 一～三に関する実施状況
  - ② 資金調達計画の実施状況
  - ③ 事業計画の実施状況

- 2 乙は、第18条第1項に基づく設置管理許可の際に付された許可条件、公募対象公園施設管理運営計画書、その他関係法令等に基づき、適切に管理運営を行うものとする。

(甲による事業評価)

第37条 乙は、公募対象公園施設管理運営計画書に基づく管理状況を記載した「事業報告書」を事業年度ごとに作成して、毎事業年度終了後40日以内に甲へ提出し、評価を受けなければならない。事業報告書に記載する事項については、甲乙協議の上決定する。

- 2 甲は、事業報告書をもとに、次の各号に掲げる事項につき、事業評価を実施する。
  - 一 本事業の趣旨に沿い、公募対象公園施設管理運営計画書に則した事業内容が実施されていたか。
  - 二 公募対象公園施設の管理運営の不備により、第三者に危害を加えることがなかったか。
  - 三 公募対象公園施設の管理運営が適切に行われていたか。

(許可の取り消し等)

第38条 甲は、国営木曾三川公園桑名七里の渡し公園に関する工事のためやむを得ない事由が生じた場合、その他都市公園法に定める事由が生じた場合においては、都市公園法に定めるところに従い、第18条第1項に基づく設置管理許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止等を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合において、乙に生じた損失に伴う補償については、都市公園法その他関係法令（次項で「都市公園関係法令」という。）の規定に従うものとする。
- 3 甲は、乙が都市公園関係法令又は許可条件に違反した場合には、都市公園法に定めるところに従い、第18条第1項に基づく設置管理許可を取り消し、又はその効力を停止することがある。この場合においては、乙に損失が生じても、甲は、その補償を行わないものとする。

(変更許可申請)

第39条 乙が、第18条第1項に基づく設置管理許可を受けた事項（公募対象公園施設の規模、構造及び管理内容等）を変更しようとするときは、甲と協議し、甲の承認を得た上で、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。

2 乙は、前項に基づく変更の結果、公募設置等計画等に定める事項の変更が必要となった場合は、甲と協議し、甲の承認を得た上で、公募設置等計画等を変更するものとする。

(廃止許可申請)

第40条 乙が、第18条第1項に基づく設置管理許可に係る設置を廃止するときは、甲と協議し、甲の承認を得たうえで、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。

(許可の更新)

第41条 乙は、第18条第1項に基づく設置管理許可期間満了の1年前までに、文書により甲に対して設置管理許可更新の意向を表明することとし、甲は、第37条に基づく評価により、乙の管理が本事業の趣旨に合致していると判断した場合は、1回に限り、これを認めるものとする。この場合、乙は、設置管理許可期間満了の6ヶ月前までに再度許可申請を行い、許可を受けることができるものとする。

2 乙は、甲が法令等の変更により許可を更新しない場合、若しくは第37条に基づく評価により支障があると判断して許可を更新しない場合、甲に補償や損害賠償を請求することはできない。

(改善命令)

第42条 甲は、第37条に基づく評価により、本事業が公募設置等計画等に基づき適切に実施されていないと認められる場合、乙に対し、その改善を命令することができる。

2 乙は、甲から前項の命令を受けた場合は従わなければならない。

(第三者の使用)

第43条 乙は、公募対象公園施設の全部又は一部を第三者に賃貸又は使用させようとするときは、事前に当該第三者の概要及びその他甲が要求した内容を記載した書面を甲に提出し、甲の承諾を得るものとする。

2 乙は、公募対象公園施設を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者又は法令等に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されている者に使用させてはならない。

3 乙は、別に定めのない限り第18条第1項に基づく設置管理許可期間終了日（設置管理許可期間が更新又は変更された場合には、更新又は変更された設置管理許可期間の終了日）までに公募対象公園施設に関する第三者との建物賃貸借契約等を終了させ、全ての入居者を退去させるものとする。この場合において、退去に要する費用（入居者への補償も含む。）は全て乙の負担とする。

4 乙は、第三者が公募対象公園施設を転貸する場合（更に順次転貸する場合等も含む。）においても、自ら第三者に賃貸又は使用させる場合と同様の義務を当該第三者等に遵守させるものとし、転貸に関して当該第三者が甲に対して負うべき責任については、乙が甲に対し直接責任

を負うものとする。

(災害時の対応)

第44条 地震火災等の災害時に国営木曾三川公園桑名七里の渡し公園が避難地又は、災害復旧活動拠点として利用される場合、乙は適切な対応を行うこととする。詳細は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(原状回復)

第45条 乙は、協定期間が満了する平成●年●月●日若しくは第57条第2項により甲が乙に通知した協定期間の終了日までに、乙の責任及び費用負担により、速やかに公募対象公園施設を撤去し、公募設置等計画等に基づき原状回復を行わなければならない。ただし、本施設のうち公募対象公園施設のみ撤去することが困難と認められるときは、乙は公募対象公園施設の取り扱いについて甲の指示に従うものとする。

- 2 乙は、前項の原状回復が完了した場合、速やかに甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、前項による報告を受けた場合、14日以内に完了の検査を実施するものとする。
- 4 完了検査の結果、原状回復が不十分であった場合、甲は乙に対して追加の工事等を求めることができる。
- 5 甲は、前項の追加の工事等の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。
- 6 前項の再度の完了検査は、第3項及び第4項の規定を準用して行うものとする。この場合において、第3項中「前項による報告」とあるのは、「追加の工事等の完了の報告」と読み替えて適用するものとする。

(譲渡の取扱い)

第46条 乙は、前条の規定にかかわらず、甲が協定期間満了日の6ヶ月前までに、協定期間の満了後に乙の所有する公募対象公園施設を、甲又は甲が指定する第三者に譲渡することを求めた場合、これに従うものとする。

- 2 前項の譲渡に係る条件については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(自己責任)

第47条 乙は、本協定及び設置管理許可書に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。

- 2 乙は、本協定及び設置管理許可書に別段の定めがある場合を除き、本事業に関する乙からの甲に対する報告、通知又は説明を理由として、いかなる本協定及び設置管理許可書上の責任をも免れず、当該報告、通知又は説明を理由として、甲は何ら責任を負担しない。

## 第5章 特定公園施設の管理

(許可)

第48条 乙は、甲より都市公園法第5条に基づく公園施設管理許可（以下「管理許可」という。）を受け、特定公園施設の管理を行うものとする。

- 2 乙は、特定公園施設の引渡予定日までに、特定公園施設に係る管理許可申請書（別紙7）を

提出して甲の管理許可を得るものとする。

- 3 管理許可申請書には、次条に規定する初回の特定公園施設管理運営計画書を添付しなければならず、甲は、特定公園施設管理運営計画書を審査し、本協定の趣旨に合致していれば、許可条件を付し管理許可を与えるものとする。
- 4 前項の管理許可の期間は、許可の日から10年以内とする。
- 5 甲は、乙から本条の管理許可に係る土地の使用料は、徴収しないこととする。

(管理)

第49条 乙は、毎事業年度、前事業年度の2月末日まで（初回は管理許可申請時）に、次の事項を記載した特定公園施設管理運営計画書を甲に提出しなければならない。

- 一 年間管理計画
  - 二 緊急時の体制及び対応
  - 三 その他、良好な管理に関すること
- 2 乙は、前条の規定による許可の際に付された許可条件、特定公園施設管理運営計画書、その他関係法令等に基づき、適切に管理を行うものとする。

(甲による事業評価)

第50条 乙は、特定公園施設管理運営計画書に基づく管理状況を記載した「事業報告書」を事業年度ごとに作成して、毎事業年度終了後40日以内に甲へ提出し、評価を受けなければならない。事業報告書に記載する事項については、甲乙協議の上決定する。

- 2 甲は、事業報告書をもとに、次の各号に掲げる事項につき、事業評価を実施する。
  - 一 本事業の趣旨に沿い、特定公園施設管理運営計画書に則した事業内容が実施されていたか。
  - 二 特定公園施設の管理の不備により、第三者に危害を加えることがなかったか。
  - 三 特定公園施設の管理が適切に行われていたか。

(許可の更新)

第51条 乙は、第48条第1項に基づく管理許可期間満了の1年前までに、文書により甲に対して管理許可更新の意向を表明することとし、甲は、前条に定める評価により、乙の管理が本協定の趣旨に合致していると判断した場合は、1回に限り、これを認めるものとする。この場合、乙は、管理許可期間満了の6ヶ月前までに再度許可申請を行い、許可を受けることができるものとする。

- 2 乙は、甲が法令等の変更により管理許可を更新しない場合、又は前条に定める評価により、本事業の実施に支障があると判断して管理許可を更新しない場合、甲に補償や損害賠償を請求することはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第41条第1項による乙の設置管理許可が更新されないときは、甲は第1項の管理許可の更新をしないことができるものとする。

## 第6章 不可抗力及び法令等の変更

(不可抗力による損害等)



第52条 不可抗力により、乙に増加費用及び損害が生じるときは、乙が当該増加費用及び損害を負担するものとする。

(不可抗力による協定解除)

第53条 不可抗力により本事業の遂行が困難となった場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに甲に対し通知しなければならない。

- 2 前項の通知があった場合、甲及び乙は、当該通知の内容について確認し、不可抗力により本事業の遂行が困難であると甲が認めたときは、対応方針について協議するものとする。
- 3 前項の措置を講じてもなお、本協定締結後に発生した不可抗力により、本事業の継続が不能となったときは、甲乙協議の上、甲は、本協定を解除することができるものとする。
- 4 前項に基づき甲が本協定を解除した場合、乙は、本協定解除から速やかに、第45条に基づき原状回復するものとする。
- 5 第3項に基づき甲が本協定を解除した場合、第18条1項に基づく設置管理許可及び第48条第1項に基づく管理許可も終了するものとする。
- 6 甲及び乙は、本協定に別段の定めがある場合を除き、第3項の解除により生じた増加費用及び損害を相互に請求できないものとする。ただし、乙が第45条に基づき原状回復する場合の特定公園施設の撤去費の負担は、甲乙が協議して定めるものとする。

(法令等の変更による損害等)

第54条 法令等の変更、追加により、乙に増加費用及び損害が生じるときは、乙が当該増加費用及び損害を負担するものとする。

(法令等の変更による協定解除)

第55条 法令等の変更により本事業の遂行が困難となった場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに甲に対し通知しなければならない。

- 2 前項の通知があった場合、甲及び乙は、当該通知の内容について確認し、法令等の変更であると認められたときは、対応方針について協議するものとする。
- 3 前項の措置を講じてもなお、法令等の変更により、本事業の継続が不能となったときは、甲乙協議の上、甲は、本協定を解除することができるものとし、その際の処理については第53条第4項ないし第6項の規定を適用する。

## 第7章 契約保証

(契約保証)

第56条 ※契約保証に関する事項については、公募設置等予定者の提案等を踏まえ、本協定締結時に協議の上、記載する予定です。

## 第8章 協定期間及び協定の解除

(協定期間)

第57条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成●年●月●日（本協定締結日）から第45条に定める原状回復が完了する日までとする。

2 前項の協定期間の終了日は、次に定める場合、甲が定め、乙に通知するものとする。

一 甲が、第33条第1項、第38条第1項、第53条第5項（第55条第3項で適用される場合を含む。）、第61条第1項及び第62条第1項第1号に基づき、許可を取り消した場合又は許可が終了した場合

二 甲が、第41条第2項及び第51条第2項に基づき許可を更新しないことを決定した場合

（公募設置等計画等の認定の有効期間）

第58条 公募設置等計画等の認定の有効期間は、平成●年●月●日（計画認定日）から本協定終了日までとする。

（甲の解除権）

第59条 甲は、乙が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、何らの催告なく、本協定を解除することができる。

一 本事業に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が独占禁止法第8条第1号又は同条第2号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 本事業に関し、独占禁止法第7条若しくは第8条の2に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）において、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が第8条第1号若しくは同条第2号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙に独占禁止法第3条又は第8条第1号若しくは同条第2号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 本事業に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑の容疑により公訴が提起されたとき。

五 乙、その役員又は従業員が以下に該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるもの

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるもの

- ウ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるもの
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
- カ その他上記アないしオに準ずるもの

2 甲は、以下の場合には、乙に通知して本協定を解除することができる。

- 一 乙が、本協定、設置管理許可書、公募設置等指針等及び公募設置等計画等に規定される乙の義務に違反した場合。ただし、治癒が可能な義務違反と甲が認めた場合は、甲が相当の期間をもってその是正を求めたにもかかわらず、当該義務違反が治癒されなかった場合
- 二 乙に法令等の不遵守があった場合。ただし、軽微な不遵守と甲が認めた場合は、甲が相当の期間をもってその是正を求めたにもかかわらず、当該法令等の不遵守が改善されなかった場合
- 三 乙の財務状況が著しく悪化し、本事業の継続が困難と認められる場合
- 四 乙が、本施設全体又は一部の整備又は管理運営を放棄したと認められる場合
- 五 乙が、第37条及び第50条に定める事業報告書に虚偽の記載を行った場合
- 六 乙が、第37条及び第50条に定める事業報告書に定める本施設の管理状況又は乙の財務状況についての是正勧告後、定められた期間内に乙が是正計画を提出若しくは是正計画に定められた是正策を実施しなかった場合（提出された是正計画が著しく不合理であった場合も含む。）
- 七 乙が第42条第1項の改善命令に従わない場合
- 八 前各号に掲げるもののほか、乙が解散決議をし、又は乙に破産手続、民事再生手続若しくは会社更生手続等の倒産手続が申し立てられる等、乙が本事業を行うことが不適当又は本事業の継続が困難であると認められる場合

#### （乙による協定解除）

第60条 甲が本協定、設置管理許可書及び公募設置等指針に規定される甲の義務に違反し、かかる義務違反により本事業の継続が困難であると認められる場合には、乙は甲に通知し、本協定を解除することができるものとする。

#### （解除に伴う措置）

第61条 公募対象公園施設について、前2条に基づき本協定が解除された場合で、公募対象公園施設の出来形部分が存在するときは、甲は速やかに第18条第1項に基づく設置管理許可の取り消しを行い、乙は取り消し後速やかに、第45条に準じて原状回復するものとする。ただし、前条に基づき本協定が解除された場合の乙の損失に対する補償等については、都市公園法その他関連法令の規定に従うものとする。

- 2 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に公募対象公園施設の撤去をせず、又は原状回復を行わないときは、甲が乙に代わって公募対象公園施設の撤去又は原状回復を行うことができる。
- 3 前項の場合において、乙は、甲の撤去又は原状回復について異議を申し出ることはできず、前条に基づき本協定が解除された場合を除き、甲の撤去又は原状回復に要した費用を負担しな

なければならない。

(解除に伴う措置)

第62条 特定公園施設について、第59条又は第60条に基づき本協定が解除された場合、次の各号に掲げるところによる。

- 一 特定公園施設の出来形部分が存在するときは、甲は速やかに第19条第1項又は第48条第1項に基づく許可の取り消しを行い、乙は取り消し後速やかに、第45条の規定を準用して原状回復するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合、乙は、解除時における甲の出来形検査を受けたうえで、本施設の全部又は一部を甲に引き渡さなければならない。
  - 二 乙が正当な理由なく、相当の期間内に特定公園施設の撤去をせず、又は原状回復を行わないときは、第61条第2項及び第3項の規定によるものとする。ただし、公募対象公園施設を特定公園施設と読み替える。
  - 三 本協定の解除が第60条に基づく場合は、特定公園施設に関する乙の損失に対する補償等については、都市公園法その他関連法令の規定に従うものとする。
- 2 前項に規定する引渡しを受けた部分に係る乙の甲に対する瑕疵担保責任の取扱については、第35条の規定を準用する。
- 3 第1項の場合、乙は、甲に対し、当該出来形を示した設計図書等を提出するものとする。また、甲は、必要があると認められる場合は、乙をして、必要最低限の破壊検査を行わせることができる。
- 4 第59条に基づき本協定が解除された場合、既に甲に提出されていた特定公園施設の設計図書等及び完成図書等その他本協定に関して甲の要求に基づき作成された一切の書類等（媒体の種類を問わず、甲の要求に基づき生成した情報を記録した磁気記録媒体等の一切を含む。）について、甲は、甲の裁量により無償で利用する権利を有し、これにつき乙は、一切の異議を申し立てないものとする。設計図書等の内容について、乙が特許権その他の無体財産権（以下「当該特許権」という。）を保有する工法を採用しないと実現できない場合にあっては、乙は当該特許権を有する企業から、甲が設計図書等の内容を実現する限りにおいて当該特許権を無償で使用することができるようにするものとする。

(解除に伴う賠償等)

第63条 第59条に基づき本協定が解除された場合、乙は、甲に対して、以下に掲げる違約金（違約罰とし、損害賠償の予定と解釈しない。）を支払わなければならない。

- 一 特定公園施設の引渡し前 公募対象公園施設及び特定公園施設の整備費相当額（公募設置等計画に記載されたもの。）の10分の1に相当する額
  - 二 特定公園施設の引渡し後 公募対象公園施設の管理運営費相当額（公募設置等計画に記載されたもの。）の1年分に相当する額（ただし、投資部分に関する減価償却費及び公租公課、調達コストについては除く。）
- 2 前項に定める違約金のほか、乙が本協定に関して第59条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が本協定を解除するか否かにかかわらず、乙は、設置管理等計画等に記載された公募対象公園施設及び特定公園施設の整備費相当額（公募設置等計画に記載されたもの。）の100分の10に相当する金額を違約金（違約罰とし、損害賠償の予定と解釈しない。）として国の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 甲が第56条に基づく保険金を受領し、又は金融機関等による保証債務の履行を受けた場合

には本条に定める違約金に充当するものとする。

- 4 第62条第1項第三号に規定する甲の乙に対する支払いがある場合においては、甲は、本条に定める違約金と対当額で相殺することにより決済することができる。
- 5 本条の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が、本条に基づき乙が甲に支払う違約金の額を超える場合は、甲は、乙に対してその超過分につき請求することができる。
- 6 乙が第1項又は第2項に定める違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払発生時における国の債権に関する遅延利息の率（昭和32年大蔵省告示第8号）を乗じて計算した額の遅延利息を国に支払わなければならない。

（公募設置等計画等の認定取り消し）

第64条 甲は、第57条第2項に基づき協定期間を終了した場合、通知して公募設置等計画等の認定を取り消すものとする。

## 第9章 雑則

（協議）

第65条 甲及び乙は、必要と認められる場合は適宜、本協定に基づく一切の業務に関連する事項について、相手方に対し協議を求めることができる。

（著作権の使用）

第66条 甲は、設計図書等について、甲の裁量により利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、本協定の終了後も存続する。

- 2 前項の設計図書等が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合における著作権者の権利の帰属については、著作権法の定めるところによる。
- 3 乙は、甲が当該設計図書等を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作権者（甲を除く。以下本条において同じ。）をして著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
  - 一 成果物又は本施設の内容を公表すること。
  - 二 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、甲及び甲の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
  - 三 施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
  - 四 本施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 4 乙は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
  - 一 設計図書等を公表すること
  - 二 設計図書等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること

（特許権等の使用）

第67条 乙は、それぞれ、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用する場合、その使用

に関する一切の責任を負うものとする。ただし、その使用が甲の指示による場合で、かつ、乙が当該指示の不適當なことを重大な過失なくして知らなかったため甲に対しその旨指摘できなかった場合は、この限りではない。

(協定上の地位の譲渡)

第68条 乙は、本協定に別段の定めのあるほか、甲の事前の承諾なく、本協定上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは担保提供その他の処分をしてはならない。

(秘密保持)

第69条 甲及び乙は、本協定の内容、本協定に関する協議の内容及び本事業に関して本協定の相手方当事者より書面により開示を受けた情報であって当該開示の時点において秘密として管理されているものにつき、本協定の相手方当事者の事前の同意を得ずして第三者に漏らしてはならず、かつ本協定の目的以外の目的には使用しないものとする。ただし、甲若しくは乙が、司法手続若しくは法令等に基づき開示する場合、又は甲若しくは乙が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーや本事業に融資を行う金融機関等に対し本協定と同等の秘密保持義務を課して開示する場合はこの限りでない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用されない。

- 一 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本協定上の義務違反によることなく公知となった情報
- 二 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報
- 三 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

(計算単位等)

第70条 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる通貨単位は、日本円とする。

(相殺)

第71条 甲は、乙に対して金銭債権を有するときは、当該乙が甲に対して有する保証金返還請求権、譲渡代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足のある場合はこれを追徴する。

(通知先等)

第72条 本協定で規定する書面による通知等については、本協定に記載された当事者の名称、所在地宛になされるものとする。

2 甲及び乙は、通知等の送付先について変更するときは、遅滞なく相手方に対して届け出るものとする。

(準拠法)

第73条 本協定は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈されるものとする。

(管轄裁判所)

第74条 本協定に関する紛争については、津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とす

る。

(定めのない事項)

第75条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

以上を証するため、本協定を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成●年●月●日

甲：愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1  
中部地方整備局長 ●●●●

乙：(住所)  
(商号)  
(代表者)

## 別紙1 定義集

本協定において、次の各号に定める用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「公募設置等指針等」とは、甲が本事業に関する募集手続きにおいて公表又は配布した一切の書類（公募設置等指針及び作成要領、様式集及び必要に応じて配布した補足資料を含む。）及び当該書類に係る質問回答をいう。
- (2) 「公募設置等計画等」とは、以下の書類をいう。
  - ① 乙が公募設置等指針等に記載された甲の指定する様式に従い作成し、甲へ提出し、認定された公募設置等計画（変更された場合は変更後のもの）及び付随する一切の書類
  - ② ①の内容に対する一切の質疑及び回答
  - ③ 平成●年●月●日に開催した選定委員会において乙が実施したプレゼンテーションの内容及びそれに関する一切の質疑及び回答
- (3) 「公募対象公園施設」とは、公募設置等計画等に従い都市公園法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設として設置及び管理運営されるものをいう。
- (4) 「公募施設管理企業」とは、第5条に規定する公募対象公園施設の管理運営業務を担当する企業をいう。
- (5) 「公募施設建設企業」とは、第5条に規定する公募対象公園施設の設置業務を担当する企業をいう。
- (6) 「事業年度」とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- (7) 「設置管理許可書」とは、都市公園法第5条の規定及び公募設置等指針等に基づき、甲が乙に対して交付する予定の、本事業の対象となる公募対象公園施設の管理及び特定公園施設の管理の方法等に関する事項を定めた許可書をいう。
- (8) 「特定公園施設」とは、公募設置等計画等に従い都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する特定公園施設として建設、譲渡及び管理されるものをいう。
- (9) 「特定施設管理企業」とは、第5条に規定する特定公園施設の管理業務を担当する企業をいう。
- (10) 「特定施設建設企業」とは、第5条に規定する特定象公園施設の建設業務を担当する企業をいう。
- (11) 「都市公園法」とは、都市公園法（昭和31年法律第79号）をいう。
- (12) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（ただし、公募設置等指針等又は設計図書等に基準を定めたものにあつては、これを超えるものに限る。）のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであって、甲及び乙のいずれの責めにも帰さないものをいう。
- (13) 「法令等」とは、本事業を実施する上で乙が遵守すべき法令・基準及び留意すべき計画等をいう。
- (14) 「本事業」とは、第4条に規定する事業をいう。
- (15) 「本施設」とは、公募対象公園施設及び特定公園施設から構成される一体の建物（外構を含む。）で、乙が本協定に従って整備するものをいう。



## 別紙2 事業対象区域

※提案された設置管理等計画等に従い作成します。

### 別紙3 事業日程

(第6条関係)

1. 協定期間 本協定締結日から平成●年●月●日まで
2. 認定計画有効期間 平成●年●月●日から本協定終了日まで
3. 整備工事期間 平成●年●月●日から平成●年●月●日まで
4. 公募対象公園施設の設置管理許可期間  
整備工事開始日から10年間  
(本協定終了日を期限とし、最大10年間の更新)
5. 公募対象公園施設の供用開始予定日 平成●年●月●日
6. 特定公園施設の引渡予定日 平成●年●月●日
7. 特定公園施設の管理許可期間 特定公園施設の引渡日から本協定終了日まで
8. 管理運営期間 整備工事終了日から平成●年●月●日まで
9. 公募対象公園施設の撤去期間 平成●年●月●日から本協定終了日まで
10. 本協定終了日 平成●年●月●日

※事業日程については、認定計画提出者が提出した公募設置等計画の内容及び認定計画提出者との協議により決定します。

## 別紙4 設計図書等

※公募設置等予定者の提案等を踏まえ、必要な設計図書等を記載します。

## 別紙5 乙が付す保険等

乙は、本協定第22条に定める整備工事期間中の保険《管理運営期間中の保険について、付保義務の是非を確認の上、必要に応じて条文を追記》の定めるところにより、乙の責任と費用負担により以下の条件を充足する保険（又は類似の機能を有する保証、共済等を含む。）を付保するものとする。ただし、以下の保険条件は必要最小限度の条件であり、乙の判断に基づき更に担保範囲の広い補償内容の条件とするほか、乙が設置管理等計画等で提案するその他の保険（又は類似の機能を有する保証、共済等を含む。）を付保することを妨げるものではない。

### 1. 整備工事期間の保険

乙は以下の要件を満たす建設工事保険及び第三者賠償責任保険に加入し、その保険料を負担しなければならない。

保険契約者 : 特定施設建設企業及び公募施設建設企業  
場所 : 桑名市住吉町～太一丸地区

#### (1) 建設工事保険

保険契約者 : 特定施設建設企業及び公募施設建設企業  
被保険者 : 甲、特定施設建設企業、公募施設建設企業及びその全ての下請負業者とする。  
保険の対象 : 本施設の整備工事  
保険期間 : 整備工事実施中の全期間を対象とする  
保険金額 : 整備工事費  
補償する損害 : 水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害

#### (2) 第三者賠償責任保険

保険契約者 : 特定施設建設企業及び公募施設建設企業  
被保険者 : 甲、特定施設建設企業、公募施設建設企業及びその全ての下請負業者とする。  
なお、交差責任担保特約を付帯すること。  
保険の対象 : 本施設の整備工事  
保険期間 : 整備工事実施中の全期間を対象とする  
てん補限度額 : 対人 1 億円/1 名、10 億円/1 事故以上  
対物 1 億円/1 事故以上  
補償する損害 : 整備工事に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害  
免責金額 : 5 万円/1 事故以下

特定施設建設企業及び公募施設建設企業は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券又は付保証明書その他付保を証明する文書を直ちに甲に提示するものとする。特定施設建設企業及び公募施設建設企業は、甲の承認なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。特定施設建設企業及び公募施設建設企業は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担するものとする。

## 2. 管理運営期間の保険

乙は以下の要件を満たす第三者賠償責任保険に加入し、その保険料を負担しなければならない。

- 保険契約者 : 特定施設管理企業及び公募施設管理企業  
被保険者 : 甲、特定施設管理企業、公募施設管理企業及びその全ての下請負業者とする。  
なお、交差責任担保特約を付帯すること。  
保険の対象 : 特定公園施設及び公募対象公園施設  
保険期間 : 管理運営期間開始日から本協定終了日まで  
てん補限度額 : 対人 1 億円／1 名、10 億円／1 事故以上  
対物 1 億円／1 事故以上  
補償する損害 : 特定公園施設の管理業務及び公募対象公園施設の管理運営業務に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害  
免責金額 : 5 万円／1 事故以下

※上記保険以外の保険の付保については、乙の提案とします。

## 別紙6 完成図書等

※公募設置等予定者の提案等を踏まえ、必要な完成図書等を記載します。

別紙 7 設置管理許可申請書

## 都市公園公園施設設置等許可申請書

( 新規・更新・変更・平成 年 月 日 第 号 )  
平成 年 月 日

公園管理者

中 部 地 方 整 備 局 長 殿

申請者

住 所

氏 名 ..... 印

都市公園法第 5 条第 1 項の規定により下記のとおり協議する。

記

都 市 公 園 名	国営木曾三川公園桑名七里の渡し公園		
設置及び管理の 場 所 ・ 期 間	桑名市住吉町～太一丸地区 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
設置及び管理の 目 的			
公 園 施 設 の 名 称 ・ 規 模 ・ 構 造 及 び 数 量			
工事の実施方法 及び工事の着手 及び完了の時期	(実施方法)  ( 時 期 ) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日		
物件の管理方法			
公園の復旧方法			
その他参考と なるべき事項		担当者 氏 名 TEL	